

報告第 1 4 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

足立区応急小口資金貸付に基づく貸金返還債務の弁済に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月1日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区応急小口資金貸付に基づく貸金返還債務の弁済に関する 和解について

足立区は、応急小口資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により
和解する。

記

1 相手方

練馬区高松在住者

練馬区田柄在住者

2 和解の要旨

別紙和解案のとおり

分割払合意書（案）

足立区（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）及び連帯保証人（以下「丙」という。）は、足立区応急小口資金の償還について、以下のとおり合意する。

第1条 乙は、甲に対し、乙が甲から平成18年11月20日に借り受けた足立区応急小口資金貸付金について、次のとおりの支払義務を負っていることを認める。

（1）残元金105,000円

（2）上記残元金に対する延滞金（年10.95%）

第2条 丙は、甲に対し、乙の前条の債務を連帯保証していることを確認する。

第3条 乙及び丙は、甲に対し、連帯して、第1条（1）の残元金105,000円につき、次のとおり分割して支払う。

平成30年6月から平成32年2月まで、毎月末日限り、金5,000円ずつ

第4条 乙及び丙について以下のいずれかの事由が生じたときは、乙及び丙は、当然に期限の利益を失い、甲に対し、第3条の金額から既払金を控除した残額及び延滞金を直ちに一括して支払う。

（1）第3条の分割金の支払いを怠り、その額が金10,000円に達したとき

（2）第6条③の定めに従わないとき

第5条 乙及び丙は、前条により期限の利益を失うことなく第1条（1）の金員を支払ったときは、甲は、乙及び丙に対し、同条（2）の延滞金の支払義務を免除する。

第6条 乙及び丙は、甲に対して以下の各事項を約束し、または承諾する。

①住所を変更したときは速やかに甲に届け出ること。

②上記届出を怠ったときは、甲が本件貸付金に関する書類を届出済みの住所に送付すれば、当該書類は到達したものとみなすこと。

③甲が、本件貸付金の保全上必要と認めるときは、乙及び丙に対して資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、質問することができ、乙及び丙はそれに答える義務があること、また、甲が求める書類を提出すべきこと。

本合意の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

（甲） 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区

同代表者 足立区長 近藤 弥生

（乙） _____

_____ 印

（丙） _____

_____ 印